

東京未来大学研究者の不正行為に係る調査委員会規程

平成20年4月1日 制定

規程第 24号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程第6条第1項に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）における研究者の不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）について必要な事項を定める。

2 調査委員会は、研究に携わる本学の教職員及び本学の施設・設備の利用者等（以下「研究者」という。）を対象として、本学の研究者行動規範及び事務職員行動規範（以下「行動規範」という。）並びに研究活動に関する関係法令・通知等に違反する行為（違反が疑われる行為を含む。）（以下「不正行為」という。）を調査対象とする。

(定義)

第2条 本規程における「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行にしたがってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除く。

- (1) データその他研究成果の捏造、改ざん又は盗用
- (2) 研究成果の不適正な公表
- (3) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- (4) 公的研究費の不正使用
- (5) 公的研究費申請及び研究ポストへの応募の際の虚偽の実験計画や研究実績の提出
(不正行為の通報・相談)

第3条 不正行為がある場合は、本学の通報・相談窓口に通報・相談することができる。

(調査委員会)

第4条 最高管理責任者は、前条の通報・相談の内容に基づき、必要と認めるとき速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。ただし、最高管理者は、その指名する委員について、統括管理者との協議を経て、委員をおかないことができる。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 最高管理者が指名する教授 若干名
- (4) 最高管理者が指名する行動規範について専門的知識を有する学外者 1名
- (5) 最高管理者が指名する法律の知識を有する者 1名
- (6) その他最高管理者が指名した者

3 委員長は、最高管理責任者とする。

4 委員が当該不正行為の関係者であるときは、当該委員会の委員として出席できない。

(調査)

第5条 調査委員会は、調査に当たり次の各号に掲げる事項を調査することができる。

- (1) 関係者からの聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他調査に必要な事項
- 2 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合、これに応じなければならない。
- 3 関係資料の調査に当たっては、調査対象の研究者等（以下「対象研究者」という。）の研究場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等を保全することができる。
- 4 前項の措置により一時閉鎖した研究場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、最高管理責任者が指名する者を立ち合わせるものとする。
- 5 調査委員会は不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審査し、疑義内容、調査結果及び意見をまとめ、調査委員会報告書を作成し、最高管理者に対し原則180日以内に報告するものとする。
- 6 調査委員会の報告は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的理由がある部分を除き、原則として公表するものとする。公表事項について対象研究者の意見がある場合には、その意見も併せて文書により公表するものとする。
- また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するとともに、配分機関の求めがあった場合は、調査の修了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出する。
- なお、配分機関からの求めに応じ、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

（関係機関との連絡協議）

第6条 調査委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

（守秘義務）

第7条 調査委員会の委員は、本規程に基づく調査により知り得た事項を何人にも漏らしてはならない。

（措置等）

第8条 最高管理責任者は、調査委員会の意見を踏まえ、次の各号に掲げる措置等を決定するものとする。

- (1) 教育研究活動の停止
 - (2) 研究費の使用停止・返還
 - (3) 定期的な報告の義務付け
 - (4) その他不正行為の排除のためにとるべき措置
- 2 最高管理責任者は、対象研究者の行為が本学就業規則に規定する懲戒の事由に該当すると判断した場合は、その旨を褒賞懲戒委員会に報告するものとする。
- 3 不正行為が存在した場合は、調査結果を公表し、氏名を公表することがある。
- 4 不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、最高管理責任者は対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために必要な措置をとらなければならない。

(通報・相談者及び調査協力者の保護)

第9条 最高管理責任者は、不正行為に関する通報・相談者及び調査協力者に対して、不利益を受けないように十分な配慮を行うものとする。

2 最高管理責任者は、故意により虚偽の通報を行った者について、本学就業規則に規定する懲戒の事由に該当すると判断した場合は、その旨を褒賞懲戒委員会に報告するものとする。

(啓発活動)

第10条 最高管理責任者は、不正行為の予防のため、研究者への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(事務)

第11条 調査委員会に関する事務の担当は、エンrollment・マネジメント局とする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、行動規範の遵守に関する事項及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月25日から施行する。